

協会だより

No.19

平成27年5月発行

なごり



りんごの花 写真提供 飯綱町

CONTENTS

長野県社会保険協会からのお知らせ

協会長にテクノエクセル株式会社
代表取締役社長 神林 章氏 就任…… 2

平成27年度事業計画及び
収支予算について…… 2・3

健康づくりDVDの貸出し…… 3

日本年金機構からのお知らせ

老齢厚生年金は何歳から受けられるの? … 4

協会けんぽからのお知らせ

平成27年5月納付分から協会けんぽの
保険料率が改定されます…… 5

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします… 5

長野県社会保険協会からのお知らせ

平成27年度プール利用補助券配布のお知らせ… 6

協会長にテクノエクセル株式会社代表取締役社長 神林 章氏 就任

昨年11月、長野県社会保険協会長であった東京法令出版（株）代表取締役社長の星沢哲也氏が急逝されたことにより、後任の会長に理事会で互選の結果、副会長のテクノエクセル（株）代表取締役社長、神林章氏が選任され会長に就任されました。

前会長の星沢哲也氏は、平成4年6月理事に就任、平成12年6月に副会長となり、平成16年6月から会長に就任され、22年余にわたり社会保険制度の趣旨の普及、健康づくり事業や公益法人改革に伴う一般財団法人への移行など社会保険協会事業の発展推進のためご尽力されてきました。

新会長の神林章氏は平成10年10月理事に就任され、平成20年6月に副会長となり、今回、理事全員の賛成をもって会長に選任され就任されました。

なお、欠員となった副会長には、当協会中信支部長の松本土建（株）代表取締役社長、大池太士氏が選任され就任しました。

平成27年度 事業計画及び収支予算について

（一財）長野県社会保険協会におきましては、去る3月19日ホテル信濃路（長野市）において、理事会及び評議員会を開催し、平成27年度の事業計画及び収支予算について審議し決定いたしましたので、皆様にご報告します。

◎27年度事業計画

1. 社会保険制度・同事業の普及啓発と本会事業周知

- (1) 機関紙「協会だより」を年4回発行します。
- (2) 「社会保険の手引」を5月に発行します。
- (3) 「社会保険事務講習会」、「ねんきん説明会」を開催します。
- (4) ホームページを活用し、最新の情報提供や事業の周知を図ります。

2. 保健福祉事業

- (1) 体育奨励事業
健康ウォーキング事業を、11月に諏訪湖で開催します。
- (2) 健康増進事業
 - ① プール利用補助事業の実施
* 詳細は、本紙6ページをご覧ください。
 - ② 施設利用補助券の交付
* 東京デイズニールゾートのマジックキングダムクラブに加入していますのでご利用ください。
* 詳細は社会保険協会HPをご覧ください。

③ 健康啓発DVDを貸し出します。

- (3) 各支部において、被保険者等の健康づくり、体育奨励及び健康増進のため、各種事業に取り組みます。

3. 社会保険委員会事業に助成します。

4. 諸会議

- (1) 理事会を、6月及び3月に開催します。
- (2) 評議員会を、6月及び3月に開催します。
- (3) 関係機関の諸会議に出席します。

5. その他

- (1) 社会保険委員活動を支援します。
- (2) 全国社会保険協会連合会と連携し事業に努めます。
- (3) 関係機関とも連携し事業に努めます。

◎平成27年度・収入支出予算書

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
基本財産利子収入	5,000	5,000	0
特定資産利子収入	10,000	100,000	△90,000
会費収入	64,142,000	6,7604,000	△3,462,000
負担金収入	191,000	3,505,000	△3,314,000
受取利息収入	5,000	9,000	△4,000
雑収入	23,000	25,000	△2,000
事業活動収入計	64,376,000	71,248,000	△6,872,000
事業費支出	63,205,000	68,142,000	△4,937,000
管理費支出	21,510,000	21,590,000	△80,000
事業活動支出計	84,715,000	89,732,000	△5,017,000
事業活動収支差額	△20,339,000	△18,484,000	△1,855,000
II 投資活動収支の部			
事業運営補填金積立金取崩収入	9,800,000	9,857,000	△57,000
投資活動収入計	9,800,000	9,857,000	△57,000
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	9,800,000	9,857,000	△57,000
III 財務活動収支の部			
財務活動収入計	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	1,091,000	1,106,000	△15,000
当期収支差額	△11,630,000	△9,733,000	△1,897,000
前期繰越収支差額	11,630,000	9,733,000	1,897,000
次期繰越収支差額	0	0	0

社会保険協会の
健康づくり事業の
ご案内

健康づくりDVDの貸出し

長野県社会保険協会では、職場の健康管理に役立てていただく
と、健康啓発DVDの貸出しを始めました。

ぜひ職場での研修や健康づくりにご活用ください。(無料)



DVDのタイトル	時間	DVDのタイトル	時間
1 はじめてのウォーキング&ジョギング	31分	3 Good-byeストレス	29分
2 若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット	33分	4 正しく知れば怖くない がんのお話	26分

☆申込み用紙を長野県社会保険協会のホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえFAX (026-223-4876) でお申し込みください。

☆お問い合わせは、当協会までお電話 (026-226-5240) ください。

☆返却の際の送料は、ご負担くださいますようお願いいたします。

日本年金機構からのお知らせ

老齢厚生年金は何歳から受けられるの？

解説 老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で受給できます。

ただし、当分の間は、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が受給できます。また、昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降に生まれた方は、生年月日に応じて受給開始年齢が61歳以降になりますが、60歳から受給開始年齢の前月までに請求することにより、「繰上げ受給の老齢厚生年金」を受けることができます。

●60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金

これを特別支給の老齢厚生年金といいます。受給開始の年齢は生年月日に応じて異なります。

本来の受給開始年齢から受けられる年金を「特別支給の老齢厚生年金」、受給開始年齢前に請求することにより受けられる年金を「繰上げ受給の老齢厚生年金」といいます。

●65歳からの老齢厚生年金

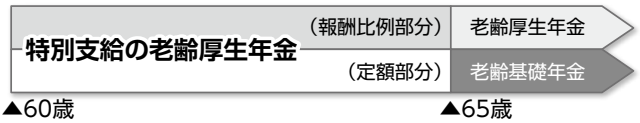
老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間があって、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たした方が、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で受給できます。

特別支給の老齢厚生年金の受給資格（以下の全ての条件を満たしていること）

- 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たしていること。
- 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。
- 受給開始年齢に達していること（生年月日に応じて異なります。）
（昭和28年（女性は昭和33年）4月2日以降に生まれた方は、請求することにより、老齢厚生年金を繰上げ受給できます。）

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。

○昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前に生まれた方
60歳から65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金（定額部分の年金と報酬比例部分の年金）を受給することができます。



○昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方
60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。障害をお持ちの方・長期加入者の方は、受給開始年齢の特例があります。

男性の場合

女性の場合

生年月日	受給開始年齢	受給内容
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、定額部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、定額部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、定額部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、定額部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方	60歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和36年4月2日以後に生まれた方	60歳	老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日に生まれた方	61歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日に生まれた方	62歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日に生まれた方	63歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日に生まれた方	64歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和29年4月2日～昭和33年4月1日に生まれた方	65歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日に生まれた方	65歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日に生まれた方	65歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた方	65歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた方	65歳	報酬比例部分、老齢厚生年金、老齢基礎年金
昭和41年4月2日以後に生まれた方	65歳	老齢厚生年金、老齢基礎年金

平成27年5月納付分から 協会けんぽの保険料率が改定されます

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れての
本年5月納付分（4月分）からの適用となります。
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

長野支部

4月納付分まで
(3月分まで)

健康保険料率
9.85%
介護保険料率
1.72%



5月納付分から
(4月分から)

健康保険料率
9.91%
介護保険料率
1.58%

● 基本保険料率・ 特定保険料率とは ●

健康保険料率（9.91%）のうち、
6.08%分は、加入者の皆様の医療
費等に充てられる基本保険料率とな
り、3.83%分は後期高齢者医療制
度への支援金等へ充てられる特定保
険料率となります。

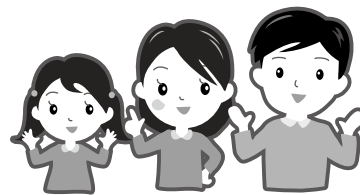
- ◆40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、5月納付分（4月分）からとなります。また、賞与については、支給日が4月1日分からとなります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆様には、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施いたします

5月下旬より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況を再確認させていただきます。

確認業務のため事業主・健康保険事務担当の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、保険料負担の軽減につながる大変重要な確認ですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



再確認の対象となる方

協会管掌健康保険の被扶養者

ただし、次の方を除きます。

- ①本年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②本年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

被扶養者状況リストの送付時期及び提出期限

送付時期：本年5月末日から6月末日（順次送付）

提出期限：本年7月末日

※被扶養者資格の再確認が完了次第ご提出ください。

解除となる被扶養者についての手続き

被扶養者の資格を満たさないことが判明した方については、扶養解除の手続きが必要となります。

被扶養者状況リストに同封してお送りする「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出ください。

健康づくりは幸せづくり 私たちが応援します

全国健康保険協会 長野支部

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nagano/> [協会けんぽ 長野](#) [検索](#)

代表：被扶養者資格の再確認・健康保険給付…026-238-1250

健診・特定保健指導……………026-238-1253

保険料率・ジェネリック医薬品……………026-238-1251

レセプト・医療費のお知らせ……………026-480-0562

平成27年度 プール利用補助券配布のお知らせ

長野県社会保険協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者に、下記施設の利用補助券の配布をいたしますのでご利用ください。

利用期間
平成27年
7月1日
～平成27年
8月31日

下記の料金でご利用いただけます

契約施設	利用者区分	一般	高校生	シルバー	中学生・小学生	幼児	
中野市民プール		無料					対象外 料金が かかりません
サマーランド		無料(3歳以上)					
青垣公園市民プール		無料					
アクアプラザ上田		250円		無料			
ララ松本		320円			無料		
伊那市民プール		100円			無料		
高遠スポーツ公園プール		無料					
すわっこランド		110円			無料(4歳以上)		
アクアパークIIDA		300円			無料(3歳以上)		



- 申込資格** 社会保険協会会員事業所の被保険者及び被扶養者
- 配布枚数** **5,000枚** (上記施設のいずれか一カ所で、1枚につきお一人様1回のみ有効)
- 申込方法** 下記申込書を郵送にてお申し込みください。FAX不可
*配布枚数は、事業所の規模に応じて右表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いします。
*返信用の封筒、切手は必要ありません。
- 申込先** 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階
一般財団法人長野県社会保険協会 プール利用券係 宛
- 申込期限** **平成27年5月29日(金)必着**
- 発送** 6月下旬に申込責任者宛に発送します。
配布枚数以上のお申し込みがあった場合は、**抽選**とさせていただきます。
抽選結果につきましては、補助券の発送をもってかえさせていただきます。

事業所規模	上限枚数
1～9人	3枚
10～19人	5枚
20～49人	10枚
50～99人	15枚
100人以上	20枚

お問い合わせ TEL026-226-5240

平成27年度 プール利用補助券申込書

事業所整理記号		申込枚数 *事業所の規模に応じて上限があります 枚 *協会使用欄(記入不要)
事業所所在地	〒	
事業所名	事業所の押印がないものは、無効とさせていただきます。 (印)	
電話番号	()	
申込責任者氏名		